

## さぬき市観光PR及び物産品等展示ショーケース利用について

### 1 目的

さぬき市観光協会（以下「協会」という。）が所有する観光PR及び物産品等展示ショーケースを提供し、展示品の多様化により各種PRに資することを目的とします。

### 2 ショーケースの場所

さぬき市志度 488 番地 2 四国旅客鉄道株式会社 志度駅構内のショーケースです。ショーケースの大きさや場所については、別紙を参考にしてください。

### 3 利用できる方

- (1) 協会会員
- (2) さぬき市の観光及び物産品等によりさぬき市のPRに寄与する方

### 4 利用の申込み

利用にあたっては、別紙申込書を展示開始の 2 週間前までにさぬき市観光協会事務局へ持参・郵送又はファックスにて提出してください。申込書は、観光協会事務局に設置しておりますが、観光協会ホームページからもダウンロードできます。

### 5 利用料

ショーケースの利用料は無料です。ただし、展示品、展示パネル、装飾品及び運搬費、人件費など展示行為に係る一切の費用は申請者が負担してください。

### 6 利用の期間

利用できる期間は原則として 1 か月単位とし、最長 3 か月までとします。ただし、特別な事由が認められる場合はこの限りではありません。

また、利用期間が重複する場合は、展示の内容によっては時期や季節を考慮した上で、展示スペースを区切り、同時期に展示するか展示期間をずらすよう調整することもあります。その場合次の優先順位により決定します。

- (1) 協会会員である方
- (2) さぬき市在住又はさぬき市に事業所を有する方
- (3) さぬき市に勤務又は通学する方

### 7 利用の決定及び取り消し

協会は、提出された申込書を審査し、適当と認められた場合は、利用許可決定通知書にて通知します。また、決定通知後、目的に反する事項が発生した場合は、許可を取り消す場合もあります。

## 8 利用上の注意

- (1) 展示品に関するお問い合わせ先及び責任者を、展示スペース内にパネル等を使って表示してください。
- (2) 展示品の大幅な入れ替え、展示を中止するときは事前にご連絡してください。

## 9 展示品

展示品は、さぬき市の観光についてPRするもの及びさぬき市の物産品等とそれらのパンフレット、写真、説明文等とします。

ただし次のものは展示できません。

- (1) 生もの、生物、危険物
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (3) 直接販売の展示方法であるもの
- (4) ショーケースを変形・破損するおそれがあるもの
- (5) ショーケースの展示に適さないもの
- (6) 目的外のもの

## 10 展示品の管理

展示物の盗難・破損・汚損・紛失、天災、その他事故による損害については、協会は一切賠償の責を負わないものとします。

## 11 搬入及び撤去

- (1) 搬入及び撤去作業は申込者が行ってください。その際、さぬき市観光協会の職員が立ち会います。
- (2) 搬入及び撤去は、平日午前9時から午後5時の間とします。

## 12 現状の回復等

ショーケースの利用が終わったときは、速やかに原状に回復してください。

## 13 損害の賠償等

故意又は過失によりショーケースを滅失又は損傷したときは、これを原状回復し、要する費用又はこれによって生じた損害の費用を負担してください。

14 お問い合わせ先・連絡先

さぬき市観光協会事務局（さぬき市役所商工観光課内）

〒769-2195 さぬき市志度 5385-8

電話番号 087-894-1114 FAX番号 087-894-3444